

特別家事審判規則（原文は縦書き）

昭和二十二年十二月二十九日最高裁判所規則第十六号

改正 昭和二十三年八月二七日最高裁判所規則第一七号

同二十三年一月二八日同第三八号

同二十五年五月八日同第一五号

同五五年一〇月二三日同第八号

同五九年五月二五日同第三号

同六三年四月二七日同第二号

平成六年二月二三日同第二号

同七年六月一四日同第三号

同一二年一月七日同第一号

同一六年四月二一日同第八号

同一六年一〇月六日同第一五号

同一七年二月七日同第五号

同一八年一月二六日同第一三号

同二〇年二月二一日同第一号

同二〇年三月一二日同第四号

同二〇年十一月一日同第一九号

同二十三年一月二日同第五号

特別家事審判規則を次のように定める。

特別家事審判規則

目次（平一六最裁規八・追加、平一六最裁規一五・平二〇最裁規一九・一部改正）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 任意後見契約に関する法律に規定する事件（第三条―第三条の十六）

第三章 戸籍法に規定する事件（第四条―第十七条）

第三章の二 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する事件（第十七条の二―第十七条の五）

第三章の三 厚生年金保険法等に規定する事件（第十七条の六―第十七条の九）

第四章 児童福祉法に規定する事件（第十八条―第二十条）

第四章の二 生活保護法に規定する事件（第二十条の二―第二十条の六）

第五章 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する事件（第二十一条―第二十

三条)

第六章 破産法に規定する事件(第二十四条―第三十条)

第七章 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する事件(第三十一条
- 第三十四条)

附則

第一章 総則

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)以外の法律により家庭裁判所の権限に属するものと定められた事件の審判及び調停に関しては、この規則に定めるもののほか、家事審判規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十五号)の定めるところによる。

(昭二三最裁規三八・平一八最裁規一三・一部改正)

第二条 審判前の保全処分の申立人は、申立て(次に掲げる申立てを除く。)を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

一 第三条の九第三項及び第二十七条の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て

二 第二十五条の規定により財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し申立人の財産の管理に関する事項を指示する保全処分の申立て

2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。

(昭和二三年最裁規一七・削除、平一二最裁規一・追加)

第二章 任意後見契約に関する法律に規定する事件(平一二最裁規一・章名追加)

(管轄)

第三条 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第百五十号。以下この章において「任意後見契約法」という。)第十二条に規定する事項についての審判事件は、任意後見契約法第二条第二号の本人(以下この章において「本人」という。)の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭和二三年最裁規一七・削除、平一二最裁規一・追加)

(診断の結果等の聴取)

第三条の二 家庭裁判所は、任意後見契約法第四条第一項の規定により任意後見監督人を

選任するには、本人の精神の状況に関する医師の診断の結果その他適当な者の意見を聴かなければならない。

（平一二最裁規一・追加）

（陳述及び意見の聴取）

第三条の三 家庭裁判所は、任意後見監督人を選任するには、本人の陳述及び任意後見監督人となるべき者の意見を聴かなければならない。

2 家庭裁判所は、任意後見契約法第四条第一項の規定により任意後見監督人を選任するには、任意後見契約の効力が生ずることについて任意後見受任者の意見を聴かなければならない。

（平一二最裁規一・追加）

（任意後見監督人選任審判の告知）

第三条の四 任意後見契約法第四条第一項の規定により任意後見監督人を選任する審判は、本人及び任意後見受任者に告知しなければならない。

（平一二最裁規一・追加）

（任意後見監督人選任申立ての却下審判に対する即時抗告）

第三条の五 申立人は、任意後見契約法第四条第一項の規定による任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

（平一二最裁規一・追加）

（後見開始の審判等の取消審判の告知）

第三条の六 任意後見契約法第四条第二項の規定により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を取り消す審判は、成年後見人及び成年後見監督人、保佐人及び保佐監督人又は補助人及び補助監督人に告知しなければならない。

（平一二最裁規一・追加）

（任意後見監督人に対する指示）

第三条の七 家庭裁判所は、任意後見監督人に対し、任意後見契約法第七条第一項第二号に規定する報告の時期及びその内容を指示しなければならない。

2 家庭裁判所は、いつでも、任意後見監督人に対し、任意後見監督人の事務に関し相当であると認める事項を指示することができる。

(平一二最裁規一・追加)

(任意後見監督人の事務の調査)

第三条の八 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができる。

2 家庭裁判所調査官は、任意後見契約法第七条第三項の規定による任意後見監督人の職務に関する処分の必要があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。

3 家庭裁判所調査官が前項の規定により報告するには、次に掲げる事項を記載した報告書によらなければならない。

一 職務に関する処分をすべき任意後見監督人、本人及び任意後見人の氏名及び住所（法人である任意後見監督人及び任意後見人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）

二 任意後見契約法第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された年月日

三 第一号の任意後見監督人が選任された年月日

四 処分をすべき事由

五 その他参考となる事項

(平一二最裁規一・追加)

(任意後見監督人の解任)

第三条の九 家庭裁判所調査官は、任意後見監督人に任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百四十六条に規定する事由があると思料するときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 家事審判規則第七十四条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百四十六条の規定による任意後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

(平一二最裁規一・追加)

(任意後見人の解任)

第三条の十 家事審判規則第七十四条第一項、第七十六条及び第八十七条の規定は、任意

後見契約法第八条の規定により任意後見人を解任する審判について準用する。この場合において、第七十四条第一項中「職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任する」とあるのは「職務の執行を停止する」と読み替えるものとする。

(平一二最裁規一・追加)

(任意後見人解任審判の告知)

第三条の十一 任意後見契約法第八条の規定により任意後見人を解任する審判は、本人及び任意後見監督人に告知しなければならない。

(平一二最裁規一・追加)

(陳述の聴取)

第三条の十二 家庭裁判所は、任意後見契約法第九条第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可の審判をするには、本人及び任意後見人の陳述を聴かなければならない。

(平一二最裁規一・追加)

(任意後見契約の解除の許可審判の告知)

第三条の十三 任意後見契約法第九条第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可の審判は、本人又は任意後見人で家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十三条の規定による告知を受けない者及び任意後見監督人に告知しなければならない。

(平一二最裁規一・追加)

(任意後見契約の解除の許可審判等に対する即時抗告)

第三条の十四 本人又は任意後見人は、任意後見契約法第九条第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可の審判に対し、即時抗告をすることができる。

2 第三条の五の規定は、任意後見契約法第九条第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判について準用する。

(平一二最裁規一・追加)

(登記の囑託を要する審判及び裁判)

第三条の十五 家事審判法第十五条の二の最高裁判所の定める同法第九条第一項甲類に掲

げる事項についての審判で後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）に定める登記（以下この条及び次条において「後見登記法による登記」という。）の嘱託を要するものは、次に掲げる審判とする。

一 任意後見契約法第四条第一項、第四項及び第五項の規定により任意後見監督人を選任する審判

二 任意後見契約法第四条第二項の規定により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を取り消す審判

三 任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百四十四条の規定により任意後見監督人の辞任を許可する審判

四 任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百四十六条の規定により任意後見監督人を解任する審判

五 任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百五十九条の二第一項及び第二項の規定により数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定める審判及びその取消しの審判

六 任意後見契約法第八条の規定により任意後見人を解任する審判

２ 家事審判法第十五条の二の最高裁判所の定める同法第十五条の三第一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。）で後見登記法による登記の嘱託を要するものは、次に掲げる審判（これらの審判に代わる同項の裁判を含む。）とする。

一 第三条の九第三項において準用する家事審判規則第七十四条の規定により任意後見監督人の職務の執行を停止する審判及び任意後見監督人の職務代行者を選任し、又は改任する審判

二 第三条の十において準用する家事審判規則第七十四条の規定により任意後見人の職務の執行を停止する審判

（平一最裁規一・追加）

（登記の嘱託書）

第三条の十六 家事審判規則第二十一条の五の規定は、前条の審判又は裁判について後見登記法による登記を嘱託する場合について準用する。この場合において家事審判規則第二十一条の五第一項第一号中「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は第二十三条第二項、第三十条第二項若しくは第三十条の八第二項の規定により財産の管理者の後見、保佐若しくは補助を受けるべきことを命ぜられた者」とあるのは「本人」と読み替えるものとする。

（平一最裁規一・追加）

第三章 戸籍法に規定する事件

第四条 戸籍法第一百七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第一百七条の二の規定による氏又は名の変更の許可に関する審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二三最裁規三八・昭五九最裁規三・一部改正）

第五条 家庭裁判所は、氏の変更を許可するには、同一戸籍内の満十五歳以上の者の陳述を聴かなければならない。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第六条 第三条の五の規定は、第四条の許可の申立てを却下する審判について準用する。

② 利害関係人は、氏の変更を許可する審判に対し即時抗告をすることができる。

（昭二五最裁規一五・平一二最裁規一・一部改正）

第七条 戸籍法第一百条第一項の規定による就籍の許可に関する審判事件は、就籍しようとする地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第八条 第六条第一項の規定は、前条の許可の申立てを却下する審判にこれを準用する。

（昭二五最裁規一五・一部改正）

第九条 第七条の許可の審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、遅滞なく就籍地の戸籍事務を管掌する者に対しその旨を通知しなければならない。

（昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正）

第十条 戸籍法第一百三十三条又は第一百四十四条の規定による戸籍の訂正の許可に関する審判事件は、その戸籍のある地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第十一条 第三条の五の規定は、前条の許可の申立てを却下する審判について準用する。

② 利害関係人は、前条の許可の審判に対し即時抗告をすることができる。

（昭二五最裁規一五・平一二最裁規一・一部改正）

第十二条 第十条の許可の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく当該戸籍のある地の戸籍事務を管掌する者に対しその旨を通知しなければならない。

（昭二三最裁規三八・昭五五最裁規八・一部改正）

第十三条 戸籍法第二百二十一条（同法第四条において準用する場合を含む。）の規定による戸籍事件についての市町村長（同法第四条において準用する場合にあっては、区長。以下同じ。）の処分に対する不服に関する審判事件は、当該市役所（同法第四条において準用する場合にあっては、区役所）又は町村役場の所在地の家庭裁判所の管轄とする。
（昭二三最裁規三八・全改、平二〇最裁規四・一部改正）

第十四条 家庭裁判所は、前条の不服の申立を受けたときは、当該市町村長の意見を求めなければならない。
（昭二三最裁規三八・一部改正）

第十五条 家庭裁判所は、第十三条の不服の申立が理由があると認めるときは、当該市町村長に相当な処分を命じなければならない。
（昭二三最裁三八・一部改正）

第十六条 第十三条の不服の申立を却下する審判又は前条の規定による審判は、当該市町村長にこれを告知しなければならない。

第十七条 当該市町村長は、第十五条の規定による審判に対し即時抗告をすることができる。
② 第三条の五の規定は、第十三条の不服の申立てを却下する審判について準用する。
（昭二五最裁規一五・平一二最裁規一・一部改正）

第三章の二 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する事件
（平一六最裁規八・追加）

（管轄）

第十七条の二 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更に関する審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
（平一六最裁規八・追加）

（性別の取扱いの変更申立ての却下審判に対する即時抗告）

第十七条の三 第三条の五の規定は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の申立てを却下する審判について準用する。
(平一六最裁規八・追加)

(戸籍記載の嘱託を要する審判)

第十七条の四 家事審判法第十五条の二の最高裁判所の定める同法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判で戸籍の記載の嘱託を要するものは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判とする。
(平一六最裁規八・追加)

(戸籍記載の嘱託書)

第十七条の五 家事審判規則第二十一条の三の規定は、前条の性別の取扱いの変更の審判について戸籍の記載を嘱託する場合について準用する。この場合において、家事審判規則第二十一条の三第一項第一号中「事件本人及び当該戸籍の記載に係る未成年者」とあるのは、「事件本人」と読み替えるものとする。
(平一六最裁規八・追加)

第三章の三 厚生年金保険法等に規定する事件
(平一八最裁規一三・追加)

(請求すべき按(あん)分割合に関する審判事件の管轄)

第十七条の六 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十三条の五第二項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二十五条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百五条第二項の規定による請求すべき按(あん)分割合に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
(平一八最裁規一三・追加)

(請求すべき按分割合に関する審判の申立ての方式)

第十七条の七 前条の請求すべき按分割合に関する審判の申立てをするには、次の各号に掲げる審判の区分に応じ、当該各号に定める文書を差し出さなければならない。

一 厚生年金保険法第七十八条の二第二項の規定による審判 同法第七十八条の四第一項

の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの

二 国家公務員共済組合法第九十三条の五第二項の規定による審判 同法第九十三条の七第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの

三 地方公務員等共済組合法第百五条第二項の規定による審判 同法第百七条第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの

四 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十三条の五第二項の規定による審判 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十三条の七第一項の情報の内容が記載された文書であって、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十三条の七第一項の規定により提供されたもの

(平一八最裁規一三・追加)

(請求すべき按分割合に関する審判に対する即時抗告)

第十七条の八 当事者は、第十七条の六の請求すべき按分割合に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

(平一八最裁規一三・追加)

(請求すべき按分割合に関する調停の申立ての方式)

第十七条の九 第十七条の七の規定は、第十七条の六の請求すべき按分割合に関する調停事件について準用する。

(平一八最裁規一三・追加)

第四章 児童福祉法に規定する事件

(管轄)

第十八条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十八条第一項各号に掲げる措置についての承認及び同条第二項ただし書の規定による当該措置の期間の更新についての承認に関する審判事件は、児童の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規五・一部改正)

(審判前の保全処分)

第十八条の二 児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が加えられている児童

について同法第二十八条第一項各号に掲げる措置についての承認の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条第一項の規定により、当該児童の保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、当該児童の保護のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、当該承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

（平一七最裁規五・追加、平二〇最裁規一・一部改正）

（陳述及び意見の聴取）

第十九条 家庭裁判所は、第十八条に規定する承認に関する審判をするには、当該児童を現に監護する者及び親権者（親権者のないときは、未成年後見人）の陳述を聴かなければならない。この場合において、家庭裁判所は、申立人に対し、当該陳述に関する意見を求めることができる。

2 当該児童が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、当該児童の陳述をも聴かなければならない。

（昭二三最裁規三八・平一七最裁規五・一部改正）

（即時抗告）

第二十条 第三条の五の規定は、第十八条に規定する承認の申立てを却下する審判について準用する。

2 前条第一項前段に規定する者は、第十八条に規定する承認の審判に対し即時抗告をすることができる。

（昭二五最裁規一五・平一七最裁規五・一部改正）

第四章の二 生活保護法に規定する事件

（昭二五最裁規一五・追加）

第二十条の二 生活保護法第三十条第三項の規定による被保護者を保護施設に収容すること等についての許可に関する審判事件は、当該被保護者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二五最裁規一五・追加）

第二十条の三 家庭裁判所は、前条の許可に関する審判をするには、当該被保護者の親権者又は後見人の陳述を聴かなければならない。

② 当該被保護者が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、当該被保護者の陳述をも聴かなければならない。

（昭二五最裁規一五・追加）

第二十条の四 第三条の五の規定は、第二十条の二の許可の申立てを却下する審判について準用する。

② 前条第一項に掲げる者は、第二十条の二の許可の審判に対し即時抗告をすることができる。

（昭二五最裁規一五・追加、平一二最裁規一・一部改正）

第二十条の五 生活保護法第七十七条第二項の規定による扶養義務者の負担すべき費用額の確定に関する審判事件は、当該扶養義務者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二五最裁規一五・追加）

第二十条の六 当事者又は利害関係人は、費用額の確定に関する審判に対し即時抗告をすることができる。

（昭二五最裁規一五・追加）

第五章 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する事件

（昭二五最裁規一五・昭六三最裁規二・平七最裁規三・改称）

第二十一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条第二項ただし書の規定による保護者の順位の変更及び同項第四号の規定による保護者の選任に関する審判事件は、精神障害者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二三年最裁規三八・一部改正、昭二五最裁規一五・全改、昭六三最裁規二・平六最裁規二・平七最裁規三・一部改正）

第二十二条 家庭裁判所は、保護者を選任するには、保護者となるべき者の意見を聴かなければならない。

（昭二三最裁規三八・昭二五最裁規一五・平六最裁規二・一部改正）

第二十三条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した保護者を改任することができる。

（昭二三最裁規三八・昭二五最裁規一五・平六最裁規二・一部改正）

第六章 破産法に規定する事件

（財産の管理者の変更等に関する審判事件の管轄）

第二十四条 破産法（平成十六年法律第七十五号）第六十一条第一項において準用する民法第七百五十八条第二項及び第三項の規定による財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二三最裁規三八、平一六最裁規一五・一部改正）

（財産の管理者の変更等に関する審判の手続等）

第二十五条 家事審判規則第四十七条（第百六条第一項に係る部分に限る。）から第五十条までの規定は、前条の財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分について準用する。

（昭五五最裁規八、平一六最裁規一五・一部改正）

（管理権喪失に関する審判事件の管轄）

第二十六条 破産法第六十一条第一項において準用する民法第八百三十五条の規定による管理権喪失に関する審判事件は、事件本人の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二三最裁規三八、平一六最裁規一五・平二三最裁規五・一部改正）

（管理権喪失に関する審判の手続等）

第二十七条 家事審判規則第七十四条から第七十七条までの規定は、前条の管理権喪失に関する審判について準用する。

（平一六最裁規一五・平二三最裁規五・一部改正）

（相続放棄の承認の申述の受理に関する審判事件の管轄）

第二十八条 破産法第二百三十八条第二項（同法第二百四十三条において準用する場合を含む。）の規定による相続の放棄の承認の申述の受理に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とする。

（昭二三最裁規三八・一部改正、平一六最裁規一五・全改）

(相続放棄の承認の申述の方式)

第二十九条 前条の相続の放棄の承認の申述をするには、家庭裁判所に申述書を差し出さなければならない。

2 前項の申述書には、次に掲げる事項を記載し、申述者がこれに署名押印しなければならない。

- 一 申述者の氏名又は名称及び住所
- 二 被相続人の氏名及び最後の住所
- 三 相続の放棄をした者の氏名及び住所
- 四 被相続人と相続の放棄をした者との続柄
- 五 相続の放棄の申述を受理した家庭裁判所及び受理の年月日
- 六 申述者が相続の放棄があったことを知った年月日
- 七 相続の放棄の効力を認める旨

(平一六最裁規一五・全改)

(相続放棄の承認の申述の受理に関する審判の手續等)

第三十条 家事審判規則第百十五条の規定は、第二十八条に規定する相続の放棄の承認の申述の受理に関する審判について準用する。

(平一六最裁規一五・追加)

第七章 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する事件

(平二〇最裁規一九・追加)

(管轄)

第三十一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第八条第一項の規定による同法第四条第一項の規定による合意(同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意)についての許可に関する審判事件は、同法第三条第二項に規定する旧代表者の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

(平二〇最裁規一九・追加)

(申立ての方式)

第三十二条 前条の許可の申立てをするには、中小企業における経営の承継の円滑化に関

する法律第七条第一項の確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面（当該確認に係る合意の内容が明らかにされたものに限る。）を差し出さなければならない。

（平二〇最裁規一九・追加）

（遺留分の算定に係る合意の許可審判の告知）

第三十三条 第三十一条の許可の審判は、当該許可に係る合意の当事者の全員に告知しなければならない。

（平二〇最裁規一九・追加）

（即時抗告）

第三十四条 第三十一条の合意の当事者は、同条の許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

２ 前項に規定する者（申立人を除く。）は、第三十一条の許可の審判に対し即時抗告をすることができる。

（平二〇最裁規一九・追加）

附則

① この規則は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

② 戸籍法附則第十三条第二項の規定による戸籍届出の委託についての確認に関する審判事件は、届出人の最後の住所地の家庭裁判所の管轄とする。

③ 申立人又は利害関係人は、前項の確認の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

（昭二三最裁規三八・平二〇最裁規四・一部改正）

附則（昭和二十三年八月二七日最高裁判所規則第一七号）

この規則は、優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）施行の日（昭和二十三年九月十一日）から、これを施行する。

附則（昭和二十三年一月二八日最高裁判所規則第三八号）抄

第八条 この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

第九条 裁判所法の一部を改正する等の法律（昭和二十三年法律第二百六十号）第十四条第一項の規定により家庭裁判所に係属したものとみなされる事件においてこの規則施行前にこの規則による改正前の家事審判規則、特別家事審判規則及び家事審判法による申立手数料等規則（以下家事審判所規則等という。）によつてした家事審判所その他の者の行為は、この規則による改正後の家事審判規則等の適用については、改正後の同規則等によつてした行為とみなす。

2 前項の規定は、裁判所法の一部を改正する等の法律第十四条第一項の規定により家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなされる抗告事件に準用する。

第十条 裁判所法の一部を改正する等の法律第十八条第一項の規定により抗告裁判所が事件を家庭裁判所に差し戻した場合には、その事件において家事審判法施行法（昭和二十二年法律第百五十三号）による改正前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行為は、この規則による改正後の家事審判規則等の適用については、改正後の同規則等によつてした行為とみなす。

附則（昭和二五年五月八日最高裁判所規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一〇月二三日最高裁判所規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、民法及び家事審判法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十一号）の施行の日（昭和五十六年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の家事審判規則（以下「旧規則」という。）第二十三条、第五十六条の二、第七十四条第一項若しくは第二項、第九十五条又は第百六条（旧規則、家事審判規則及び特別家事審判規則においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定によりされた審判の取消し又は変更については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に効力の生じた旧規則第七十四条第一項若しくは第二項（家事審判規則及び特別家事審判規則において準用する場合を含む。）の規定による審判、親権若しくは管理権の喪失を宣告する審判（他の一方がその権利を行うこととなる場合における父母の一方に対する審判を除く。）、後見人、保佐人若しくは後見監督人の辞任を許可する

審判又は後見人、保佐人若しくは後見監督人を解任する審判については、なお従前の例により戸籍事務を管掌する者に対して通知するものとする。

4 この規則の施行前にした旧規則第十二条又は第七十四条第一項（家事審判規則及び特別家事審判規則において準用する場合を含む。）の規定による申立てその他の行為は、この規則による改正後の家事審判規則（同規則及び特別家事審判規則において準用する場合を含む。）の相当規定によつてした申立てその他の行為とみなす。

附則（昭和五十九年五月二五日最高裁判所規則第三号）

この規則は、国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十五号）の施行の日（昭和六十年一月一日）から施行する。

附則（昭和六三年四月二七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、精神衛生法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十八号）の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

附則（平成六年二月二三日最高裁判所規則第二号）

この規則は、精神保健法等の一部を改正する法律（平成五年法律第七十四号）の施行の日（平成六年四月一日）から施行する。

附則（平成七年六月一四日最高裁判所規則第三号）

この規則は、精神保健法の一部を改正する法律（平成七年法律第九十四号）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。

附則（平成一二年一月七日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月二一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の日（平成十六

年七月十六日) から施行する。

附則(平成一六年一〇月六日最高裁判所規則第一五号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、破産法(平成十六年法律第七十五号。附則第七条において「新破産法」という。)及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第七十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一七年一月一日)

附則(平成一七年二月七日最高裁判所規則第五号)

この規則は、児童福祉法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百五十三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則(平成一八年一二月六日最高裁判所規則第一三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平成二〇年二月二日最高裁判所規則第一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の特別家事審判規則第十八条の二の規定による審判又は家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第十五条の三第五項の規定によるこの審判に代わる裁判が効力を生じた場合における当該審判又は裁判の効力及び取消し並びに当該審判又は裁判に対する不服申立てについては、なお従前の例による。

附則(平成二〇年三月一二日最高裁判所規則第四号)

この規則は、戸籍法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十五号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年五月一日）

附則（平成二〇年十一月一日最高裁判所規則第一九号）

この規則は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年三月一日）から施行する。

附則（平成二三年一月二日最高裁判所規則第五号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

（家事審判規則の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 第一条の規定による改正後の家事審判規則（附則第四条において「新規則」という。）の規定は、附則第四条の規定による場合を除き、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の家事審判規則の規定によって生じた効力を妨げない。

（特別家事審判規則の一部改正に伴う経過措置の原則）

第三条 第二条の規定による改正後の特別家事審判規則の規定は、次条第一項の規定による場合を除き、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第二条の規定による改正前の特別家事審判規則の規定によって生じた効力を妨げない。

（親権の喪失の宣告等の通知に関する経過措置）

第四条 親権又は管理権の喪失を宣告する審判（他の一方がその権利を行うこととなる場合における父母の一方に対する審判に限る。）でこの規則の施行前に確定したものについては、なお従前の例により戸籍事務を管掌する者に対し通知するものとし、新規則第二十

一条の二第一項第一号の規定は、適用しない。